

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会定款

制定 2014（平成26）年4月1日

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人鹿児島県教職員共助会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、鹿児島県内の教職員その他の教育関係者等の互助共済に関する事業及びその他の事業を行い、もって教育の振興を図り、学術文化の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への給付に関する事業
- (2) 会員の貯蓄及び資金の貸付に関する事業
- (3) 現職会員の保険掛金の団体取扱いに関する事業
- (4) 継続会員の互助年金に関する事業
- (5) 教育の振興を図るための調査研究及び発表などに関する事業
- (6) 学術文化の発展に寄与する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（法令遵守）

第5条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）その他の法令の規定に従う。

第2章 会員及び社員

（会 員）

第6条 この法人に、次の会員をおく。

- (1) 現職会員 鹿児島県内の教育関係者（国立、公立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の教職員並びに鹿児島県及び鹿児島県内市町村の教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関の職員その他施行細則（総会の決議により別に定める施行細則をいう。以下「施行細則」という。）に定める者をいう。以下同じ。）のうち、この法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 継続会員 退職した現職会員のうち、継続手続を経た者
- 2 現職会員及び継続会員（以下「会員」と総称する。）は、施行細則に規定するところにより、会費の支払義務を負うものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の現職会員になろうとする者は、施行細則において規定する入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 この法人の継続会員になろうとする者は、施行細則において規定する会員継続届出書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第8条 現職会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、施行細則に規定する退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- (1) 退職したとき。
- (2) 教育に関係のない職に転じたとき。
- (3) 県外交流等以外の理由により県外に転勤又は転居したとき。
- (4) 途中退会を希望したとき。

2 継続会員は、施行細則に規定する退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会員となった者が、貸付を受け1年以上の期間にわたり、正当な理由がなく償還金を滞納したとき。
- (3) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えるものとする。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条第2項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会において、次条に定める社員の総数の4分の3以上が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) この法人が解散したとき。

(社員)

第11条 この法人の社員（法人法上の社員をいう。以下同じ。）は、概ね会員400人の中から2人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。ただし、端数の取扱については、施行細則で規定する。

2 代議員は、会員（理事である会員を除く。）による選挙（以下「代議員選挙」という。）によって選出するものとし、代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は代議員選挙に立候補することができる。

4 代議員選挙において、立候補した会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有

- する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 代議員選挙は、2年に1度、3月までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
 - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙により鹿児島県教職員共助会施行細則第15号第2項に定める地区ごとに選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 8 第6項の補欠の代議員の選挙に基づく選任の決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
 - 9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (5) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
 - 10 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

第3章 機 関

第1節 機関の設置

(機関の設置)

- 第12条 この法人に、総会、理事、理事会、監事及び会計監査人を置く。
- 2 この法人と理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(報酬等)

第13条 理事及び監事に対しては、報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）を支給しない。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める常勤理事の報酬等の支給基準に従って報酬等を支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

3 理事、監事及び会計監査人に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事及び監事の責任の免除)

第14条 この法人は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 総 会

(総会の構成)

第15条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (3) 常勤理事の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(総会の開催及び招集)

第18条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後、3箇月以内に開催する。

2 総会は、必要がある場合には、いつでも、開催することができる。

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の招集の決定)

第19条 理事長は総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができること

とするときは、その旨

- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)その他の法務省令(以下単に法務省令という。)で定める事項

- 2 総会を招集するには、理事長は、総会の1週間前(前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合にあつては、2週間前)までに、社員に対して、前項各号に掲げる事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項又は第38条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
- 3 総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第23条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法務省令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において出席社員の中から選出する。

(議事の周知)

第26条 総会の議事の要項及び議決した事項は、会員に通知しなければならない。

第3節 理 事

(理事の設置)

第27条 この法人に、理事6人以上11人以内を置く。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の選任)

第28条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 総会が理事を選任する場合には、理事選考委員会の意見を参考にすることができる。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、担当業務を執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の解任)

第31条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

第4節 理 事 会

(理事会の構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び監事は、これに記名押印する。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が出席しないときはその理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出するものとする。

第5節 監 事

(監事の設置)

第38条 この法人に、監事2人以上4人以内を置く。

(監事の選任)

第39条 監事は、総会の決議によって選任する。

2 総会が監事を選任する場合には、監事選考委員会の意見を参考にすることができる。

(監事の任期)

第40条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 監事は、第38条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第41条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事会への出席義務等)

第42条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長(第34条第4項に規定する場合にあっては、理事)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事を選任に関する監事の同意等)

第43条 理事長は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事長に対し、監事を選任を総会の目的とすること又は監事を選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(監事の解任)

第44条 監事は、総会の決議によって解任することができる。

(監事を選任等についての意見の陳述)

第45条 監事は、総会において、監事を選任もしくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。

第6節 理事・監事選考委員会

(目的)

第46条 この法人は、第28条及び第39条の規定に基づき、理事又は監事改選時の総会に諮る理事又は監事候補を選考するため、選考委員会を設ける。

2 理事及び監事選考委員会に関し必要な定めは、理事会の決議を経て理事長が別に定め

る。

第7節 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 この法人に、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第48条 会計監査人は、総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務及び権限)

第50条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の解任)

第51条 会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(会計監査人の選任に関する監事の同意等)

第52条 理事長は、次に掲げる行為をするには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 会計監査人の選任に関する議案を総会に提出すること。
- (2) 会計監査人の解任を総会の目的とすること。
- (3) 会計監査人を再任しないことを総会の目的とすること。

2 監事は、理事長に対し、次に掲げる行為をすることを請求することができる。

- (1) 会計監査人の選任に関する議案を総会に提出すること。
- (2) 会計監査人の選任又は解任を総会の目的とすること。

(3) 会計監査人を再任しないことを総会の目的とすること。

(会計監査人の選任等についての意見の陳述)

第53条 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して意見を述べることができる。

2 会計監査人を辞任した者及び解任された者は、辞任後又は解任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べるができる。

3 理事長は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。

第4章 資産及び会計

(会計)

第54条 収益事業等（公益文化事業以外の事業をいう。以下同じ）に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理する。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(資産の管理)

第55条 資産は、理事長が管理する。

2 理事長は、理事会の決定に基づき、管理の方法を定めるものとする。

(事業年度)

第56条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第57条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号）第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければなら

ない。

(計算書類等の備え置き)

第59条 この法人は、前条第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

第5章 事務局

(事務局の設置)

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第6章 雑 則

(定款の変更)

第61条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解 散)

第62条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公告方法)

第63条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は堀 朝子、専務理事は下鶴 寛、常務理事は永田 ・朗、会計監査人は監査法人 北三会計社とする。

【改正経過】

- 2014年5月16日、第1回理事会承認

条番号のミスや軽微な文言修正

第29条第3項（文言修正）、第40条第3項（文言修正）、第42条第2項（文言修正）、第46条第1項（文言削除）

- 2014年11月7日、第4回理事会承認

条番号のミスや軽微な文言修正、条例番号の昇順に並び替え

第11条第9項（号順修正）、第20条の3項（文言修正）、第58条2項（文言修正）